

## ◎申告会場に持参するもの



- ・給与および年金所得の方は、平成20年分の源泉徴収票
  - ・営業（事業）、不動産所得のある方は、収入金額や経費がわかる帳簿
  - ・平成20年1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護保険料・国民年金の領収書および生命保険・地震保険（または、旧長期損害保険）の控除証明書
  - ・医療費控除を受ける方は医療費の領収書など（あらかじめ1年間の医療費および保険給付額を集計しておいてください。）
  - ・寄附金控除を受ける方は、寄附した相手先から発行された「平成20年分寄附金受領証明書」（「寄附金受領証明書」がない場合、寄附金控除は受けられません。）
  - ・住宅ローン控除を受ける方は、借入先の金融機関等が発行した「借入金残高証明書」が必要です
- ※所得税で控除しきれなかった分は、住民税の申告により翌年度分の住民税から控除されます。
- ・印鑑（認印）
  - ・口座振替を希望される方は預金通帳又は口座番号の控えと銀行印

## ◎農業所得の申告について

農作物（米・野菜等）を作付けし、出荷した方は農業所得の申告が必要です。「農作物を自家用として作付けしている方」や「田を貸して米でもらっている方」も申告が必要となります。下記書類を持参し申告してください。

- ・平成20年産米穀の出荷金額証明書などの収入金わかる証明書  
（自家用で証明書がない場合は、作付面積・品目・数量などをメモして持参してください）
- ・平成20年分とも補償関係の抛出金・受取額のわかるもの（通帳又は農協発行の証明書）
- ・領収書等（あらかじめ収支内訳書や計算書等に項目毎にまとめておいてください）

農業所得簡易計算（農業所得標準）は廃止されています。農業所得のある方は全て収支計算を行うようお願いいたします。

申告に関する問い合わせ 税務課 ☎37-2193

## 確定申告書の作成は国税庁ホームページで簡単に作成できます 提出は電子申請をおすすめします

平成20年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日から3月16日までです。確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。所得税や消費税の申告書のほかに収支内訳書、青色決算書も作成できます。入力画面にしたがって収入金額等を入力するだけで税額等は自動計算されます。自分の空いた時間にパソコンで24時間いつでも申告書を作成でき、とても便利です。

また、申告書の提出は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すれば、インターネットパソコンからそのまま申告書を送信できます。ぜひ、e-Taxをご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください

# 平成20年分所得の納税相談が始まります

今年も町・県民税の申告をしていただく時期がまいりました。

この申告は、平成21年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。（申告がない場合は国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護保険料の軽減などが受けられない場合があります。）

月日(曜日)	対象地区等	場 所	受付時間
2月16日(月)	長 老	長 老 公 民 館	13時00分～15時30分
2月17日(火)	大 原	横川集落センター	9時30分～11時30分 13時00分～15時00分
2月18日(水)	横 川		
2月19日(木)	滑 塚 ・ 境 沢	滑 津 公 民 館	
2月20日(金)	滑 津		
2月23日(月)	峠 田 上 組 ・ 中 組	遊 林 館	
2月24日(火)	峠 田 下 組		
2月25日(水)		七ヶ宿町役場	
2月26日(木)	書類不備で再提出の方		
2月27日(金)			
3月3日(火)	荒 町	ふ れ あ い 館	
3月4日(水)	仲 町 ・ 田 中		
3月5日(木)	東 町		
3月6日(金)	干 蒲	干 蒲 公 民 館	
3月9日(月)	瀬 見 原 ・ 矢 立	開 発 セ ン タ ー	
3月10日(火)	関 1 ・ 関 2		
3月11日(水)	関 3 ・ 関 4 ・ 松 原		
3月12日(木)			
3月13日(金)	上記日程で都合のつかない方 書類不備で再提出の方		
3月16日(月)			

## ◎申告をしなければならない方

- ・平成21年1月1日現在本町に居住している方。
- ・商業、農業、製造業などの事業を営んでいる方。
- ・譲渡、不動産、配当、利子、雑収入などの所得があった方。
- ・給与所得以外に公的年金（国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得のあった方。
- ・給与または、公的年金などを2ヶ所以上から受け取っている方。
- ・国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方。
- ・住宅ローン控除を受ける方。（年末調整で控除を受けなかった方に限る）